

政令第 号

航空法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、航空法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

航空法の一部を改正する法律（附則第一条ただし書に規定する規定を除く。）の施行期日は平成二十四年四月一日とし、同条ただし書に規定する規定の施行期日は平成二十六年四月一日とする。

理由

航空法の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。